

新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）
及び新規上場申請のための四半期報告書の適正性に関する確認書

2017年3月3日

株式会社 東京証券取引所
代表取締役社長 宮原 幸一郎 殿

会社名 株式会社エスライン
代表者の代表取締役社長
役職
氏名(署名) 山口嘉彦



当社の代表取締役社長である山口嘉彦は、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）及び新規上場申請のための四半期報告書に不実の記載がないものと認識しております。

1. 新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）及び新規上場申請のための四半期報告書の作成にあたり、「企業内容等の開示に関する内閣府令」、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」等の関連法令に基づき、全ての重要な点において適正に記載されていることを確認しております。
2. 新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）及び新規上場申請のための四半期報告書の作成においては、業務分担と責任部署が明確化されており、適切な業務体制が構築されております。
3. 経営上の重要事項や業務執行状況について、毎月1回開催する定時取締役会及び必要に応じて開催する臨時取締役会に適切に付議・報告され、適切な意思決定が行われております。
4. 監査等委員である取締役は、取締役会への出席、監査等委員会による監査の実施、日常的な情報収集等を通じて、業務執行取締役の職務執行が適正に行われていることを確認しております。
5. 内部監査を実施している内部監査部は、内部管理体制の適正性や有効性を定期的に監査しており、指導事項及び改善事項等について、その内容を代表取締役社長に報告しております。
6. 会計監査人である有限責任 あずさ監査法人による監査において、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）及び上場申請のための四半期報告書の記載内容について、重要な指摘事項がないことを確認しております。

以 上